

適正服薬推進業務仕様書

1 業務名

適正服薬推進業務

2 目的

青森県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における被保険者の服薬に関する課題を明らかにし、適正受診や適正服薬を促すことにより、薬物有害事象の防止及び被保険者の健康保持増進を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

(1) 取組の提案

- ・ データ分析等により、被保険者の服薬状況及び課題（重複、併用禁忌、長期多剤等）を明らかにし、その課題に対する効果的な取組の提案を行う。
（例）・ 被保険者の行動変容を促す通知を送付
・ 地域で医薬品の適正使用を進めていくための仕組みづくり など
- ・ 複数の課題のうち、より必要度の高い取組に焦点を当てて取り組むこととしても差し支えない。（対象者や対象地域の絞り込み等）
- ・ 分析用データについては、受託者が提案した取組をもとに広域連合と別途協議を行うものとする。

(2) 取組の実施及び資料作成

- ・ 取組内容の詳細について広域連合と協議の上、取組を実施する。
- ・ 必要に応じて、医師会及び薬剤師会等への説明資料を作成する。

(3) 取組の効果検証及び報告書作成

取組の実施前と実施後の被保険者の受診行動、服薬状況の変化等を分析し、取組実施による効果を検証し、報告書を作成する。

5 再委託の制限

受託者は、本業務を第三者に委託することはできない。ただし、事前に広域連合から承諾を得た場合のみ再委託できるものとする。

6 留意事項

(1) 次に掲げる費用は受託者の負担とする。

- ・ 分析用データ及び成果品の受け渡しにかかる費用
- ・ 受託者が協議又は報告のために広域連合の事務所を訪問する際の旅費

(2) 個人情報を含むデータ等の受け渡しは、セキュリティが確保された方法で行うこと。

7 参考

- ・ 被保険者数 約22万人
- ・ レセプト件数 約600万件/年
- ・ 重複服薬 (R3. 4～R4. 3診療分) 8,533人
： 1 か月間で同系の医薬品が複数の医療機関で処方され、同系医薬品の日数合計が60日を超える者
- ・ 併用禁忌 (R3. 4～R4. 3診療分)
 - ・ 同一医療機関における処方を含む 発生件数 15,181件 該当者数 4,431人
 - ・ 同一医療機関における処方を除く 発生件数 4,611件 該当者数 1,731人
- ・ 長期多剤該当者数 43,948人
： 複数医療機関から内服薬が長期 (14日以上) 処方されている者のうち、令和4年3月に6種類以上を服薬している者